

	国 自 総 第 4 2 4 号
	国 自 旅 第 1 4 9 号
	平成 1 4 年 1 月 1 7 日
一部改正	平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日
一部改正	平成 1 9 年 5 月 1 日
一部改正	平成 2 1 年 9 月 2 9 日
一部改正	平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日
一部改正	平成 2 2 年 4 月 2 8 日
一部改正	平成 2 5 年 9 月 1 7 日
一部改正	平成 2 8 年 6 月 3 0 日
一部改正	平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日
一部改正	平成 2 9 年 3 月 1 4 日
一部改正	令和 2 年 1 1 月 1 8 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自動車交通局長

道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について

道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 2 3 条の 3 の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。

1 通則

- (1) 運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 2 5 年 9 月 1 7 日付け、国自安第 1 3 8 号、国自旅第 2 1 8 号、国自整第 1 6 2 号）（以下「乗合の処分基準」という。）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け、国自安第 1 5 7 号、国自旅第 2 2 7 号、国自整第 2 2 0 号）（以下「貸切の処分基準」という。）

及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）（以下「乗用の処分基準」という。）（以下これらを合わせて「行政処分等の基準」という。）による旅客自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に行うものとする。ただし、2（5）、（6）及び（9）により発令する場合並びに事業を廃止した等により旅客自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。

- （2）行政処分は、法第23条の2第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

- （3）処分等は、2及び3により行うものとする。

なお、2（4）（ア）及び（イ）並びに3の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保に関する違反（法第23条第2項及び法第23条の5第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。）、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項について運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）及び累違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- （1）資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（ア）事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転又は酒気帯び運転を行った場合

（イ）行政処分等の基準に規定する違反の事実の隠滅を目的として、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に関する書類又はこれに類するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足る相当の理由が認められる場合

- （2）法第23条第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省

令第44号。以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。)が次に該当することとなった場合には、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があつた場合

(3) 運輸規則第47条の9第3項の規定に基づき選任されている者(以下「補助者」という。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。事業用自動車の運転者が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

(4) 次のいずれかに該当することとなった場合には、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 乗合の処分基準4.(1)②ハ若しくはニに該当した場合、乗合の処分基準4.(1)④ハ若しくはニに該当した場合又は乗合の処分基準若しくは乗合の処分基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、運輸規則第47条の9第2項の規定に基づき選任されている者(以下「統括運行管理者」という。)に対して行うものとする。

(イ) 貸切の処分基準4.(1)②ハ、ニ、ホ若しくはヘに該当した場合又は自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号、第4号、第7号、第8号又は第10号に規定する事故を引き起こ

したことを理由とする監査を実施し、貸切の処分基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合には、当該営業所において選任された全ての運行管理者(当該違反事実を確認した後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切事業者」という。)が証明した場合は、この限りでない。

(ウ) 貸切事業者が、貸切の処分基準5.(1)④に該当することにより許可の取消処分を受けることとなる場合には、当該営業所において選任された全ての運行管理者(当該違反事実を確認した後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該貸切事業者が証明した場合は、この限りでない。

(エ) 貸切事業者が、貸切の処分基準5.(2)に該当することにより許可の取消処分を受けることとなる場合であって、運行管理に係る悪質な法令違反があると認められる場合には、当該営業所において選任された全ての運行管理者(事故発生後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該貸切事業者が証明した場合は、この限りでない。

(5) 資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用(選任の届出をした場合を含む。)させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(6) 運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(7) 複数の種類の運行管理者資格者証(法第23条の2第1項の規定に基づき交付されたものに限る。)を有している者に対する返納命令処分は、(4)の場合については返納を命じようとする者が運行管理を行っている事業の運輸規則第47条の9の表第1欄の種別に応じて、同表第3欄に掲げる運行管理者資格者証(特定旅客自動車運送事業にあっては、同表第4項第3欄に掲げる運行管理者資格者証のうち、当該者が有してい

る運行管理者資格者証)の返納を命ずるものとし、(1)～(3)、(5)、(6)及び(9)の場合については全ての旅客自動車運送事業に係る運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(8) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

(9) 運行管理者が、事業用自動車、自家用自動車にかかわらず酒酔い運転、薬物等使用運転又は酒気帯び運転をした場合には、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

3 資格者の警告

貸切事業者以外の旅客自動車運送事業者については、乗合の処分基準又は乗用の処分基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が30日車以上120日車未満の場合は、警告を行うものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。

附 則(平成19年5月1日付け国自総第37号、国自旅第14号)

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則(平成21年9月29日付け国自安第67号、国自旅第135号)

この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年11月20日付け国自安第110号、国自旅第187号)

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年4月28日付け国自安第7号、国自旅第9号)

- 1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。
- 2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則(平成25年9月17日付け国自安第143号、国自旅第223号)

- 1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の

日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3 2 (4) の規定中乗合及び貸切の処分基準4.(1) ②ハ及び乗用の処分基準4.(1) ④ハに係る規定については、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

4 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成14年1月17日付け国自総第427号、国自旅第151号) は、平成25年10月31日限り廃止する。

附 則 (平成28年6月30日付け国自安第68号、国自旅第76号)

改正後の通達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月18日 国自安第160号、国自旅第232号)

1 この通達は、平成28年12月1日から施行する。

2 平成28年11月30日以前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月14日付け国自安第246号、国自旅第374号)

改正後の通達は、平成29年3月21日から施行する。

附 則 (令和2年11月18日 国自安第126号、国自旅第288号)

1 この通達は、令和2年11月27日から施行する。

2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。